

指定学校の変更手続きについて（ご案内）

神戸市教育委員会

神戸市では、住民登録地（住所）ごとに就学すべき小・中学校が決まっています。（指定学校といいます。）

住所とは「実際に生活しているところ」ですので、実際に生活していないところに住民登録をして入学（「越境入学」）することはできません。

なお、相当な理由がある場合には、指定学校以外の学校への就学が認められる場合があります（別表「指定学校の変更が認められる場合」を参照）。

ただし、通学に支障がある場合は認められません。また、学校施設の状況（児童生徒数・教室数等）により、希望校での受け入れができない場合があります。

1. 指定学校変更手続きの概要（手続きの流れ）

- ① 指定学校の変更事由に該当し（【別表】指定学校の変更が認められる場合を参照）、指定学校の変更を希望する場合、はじめに住民登録地の指定学校の校長に相談し、承諾を得てください。
- ② 希望学校の校長に指定学校の変更について相談し、承諾を得てください。
- ③ 住民登録のある区役所・支所市民課にて、指定学校変更の申し出を行い、指定学校の変更手続きを行ってください。

※指定学校の変更手続きについては、①指定学校、②希望学校、③お住まいの区・支所市民課に複数回訪問していただく場合があります。

2. 指定学校変更手続きの受付期間

- (1) 令和6年4月に新小学1年生になる方は、令和5年10月下旬～12月の間
令和6年4月に新中学1年生となる方は、令和5年11月下旬～12月の間
※転居に伴う場合等やむを得ない場合は、令和6年1月以降でも手続きができます。
- (2) 現在小学生または中学生の児童生徒は、随時手続きができます。

3. 問い合わせ先

神戸市総合コールセンター TEL 333-3330

東灘区役所市民課 TEL 841-4131

灘区役所市民課 TEL 843-7001

中央区役所市民課 TEL 335-7511

兵庫区役所市民課 TEL 511-2111

北区役所市民課 TEL 593-1111

長田区役所市民課 TEL 579-2311

須磨区役所市民課 TEL 731-4341

北須磨支所市民課 TEL 793-1212

垂水区役所市民課 TEL 708-5151

西区役所市民課 TEL 940-9501

教育委員会事務局学校経営支援課学事計画係 TEL 984-0665

【別表】 指定学校の変更が認められる場合

(神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則 別表第2より 令和6年4月1日改正)

指定学校の変更事由	期間	必要書類
1 障害、病気その他の身体的理由		
(1) 児童生徒が、障害、病気その他の身体的理由により指定学校への就学が困難と認められる場合	卒業までの必要と認める期間	医師の診断書等
(2) 指定学校以外の特別支援学級に入級する場合	入級期間中	障害を証する書類等
2 転居に伴う理由		
(1) 1年以内に転居が確実な児童生徒が、当該学年当初から転居予定地の指定学校へ就学を希望する場合	当該学年中の転居の日まで	建築確認書・売買契約書・賃貸借契約書等の写し
(2) 次の事由により従前の学校への就学を引き続き希望する場合		
ア. 転居のため他の校区に移った場合	卒業までの必要と認める期間	
イ. 新築・増改築等により一時的（原則1年以内）に他の校区に移った場合	新築・増改築等にかかる家屋への入居の日まで	建築確認書・売買契約書・賃貸借契約書等の写し
ウ. 住宅購入にかかる融資手続きの事情で児童生徒の住所と実際の居住地が一致しなくなった場合	購入にかかる住宅への入居の日まで	建築確認書・売買契約書・賃貸借契約書等の写し
(3) 公共事業に協力して転居する場合	卒業までの必要と認める期間	公共工事主体からの依頼書等
3 校区の変更等に伴う理由		
(1) 住居表示の変更その他の校区の変更があった住所地の児童生徒が、従前の学校への就学を引き続き希望する場合	卒業まで	
(2) 校区の調整を要する住所地のうち、当分の間、指定学校の変更を認めることが適当であると教育長が指定した地区	卒業までの必要と認める期間	
4 家庭の事情による理由		
(1) 児童が、登校前又は下校後に指定学校の区域内に監督者がおらず、他の校区内では十分な保護監督を受けうる場合 ※児童の状況確認のため、定期的に指定学校と面談が必要な場合があります。 (例) 自営で店舗の所在地の小学校に就学する場合	卒業まで	理由を証する書類 (保護者の勤務時間等がわかる書類・自営の場合は店舗等の所在地がわかる書類等)
(2) 指定学校が変更されている児童生徒の他の兄弟姉妹が、当該学校への就学を希望する場合 (受け入れ時に同時在学の場合に限る)	卒業まで	

指定学校の変更事由	期間	必要書類
5 通学の利便性による理由		
次の事由により隣接学校（原則として、住所地に最も近い学校とする。）への就学を希望する場合		
ア. 指定学校までの通学距離が、小学校で片道2 km以上、中学校で片道3 km以上で、指定学校より隣接学校への通学の負担が少ない場合	卒業まで	
イ. 住所地から指定学校への通学にバスその他の公共交通機関の利用が認められている場合	卒業まで	
ウ. 他の校区を経由せずに通学する経路がない場合（指定学校が校区外に設置されている場合を除く）	卒業まで	
6 教育的理由		
いじめ、不登校、学校行事の関係 その他の特に教育的配慮を要する場合	卒業までの 必要と認める期間	理由を証する 書類等
7 小規模特認校による入学許可		
六甲山小学校及び藍那小学校に就学を希望する場合 ※小規模特認校による入学の時期は、毎年4月です。 ※入学条件や申請時期・方法等について、通常の指定学校の変更手続きとは異なります。詳しくは上記学校へお問い合わせください。	卒業まで	小規模特認校就学 申請書

【よくある質問】

[問1] 住所地の指定学校を調べるにはどうすればよいですか？

[答1] 神戸市ホームページ（右記二次元コードよりアクセス可能）に校区一覧を掲載しており、町名から指定学校を確認できます。ホームページを見られない方やホームページに詳しく掲載されていない一部の地域について知りたい方は、教育委員会事務局学校経営支援課（TEL 078-984-0665）までお問い合わせください。



[問2] 指定学校の変更を希望していますが、最初にどこに相談すればよいですか？

[答2] 指定学校の変更事由に該当し、指定学校の変更を希望する場合、最初に住所地の指定学校にご相談ください。

[問3] 指定学校の変更は、申し出れば必ず認められますか？

[答3] 別表の変更事由に該当する場合、指定学校の変更を希望することはできますが、通学に支障がある場合は認められません。また、学校施設等の状況により、希望校での受け入れができない場合があるので、必ず認められるものではありません。

- [問4] 指定学校の変更により、他の中学校区の小学校への就学が認められている場合、小学校から中学校に進学する際も指定学校の変更は認められますか？
- [答4] 指定学校の変更により、他の中学校区の小学校への就学が認められている場合でも、中学校に進学する際には、住所地を校区と定める中学校へ就学していただくこととなります。
- [問5] 指定学校以外の特別支援学級に入級する場合とは、具体的にどのようなケースですか？
- [答5] 難聴学級または病弱学級（院内学級）に入級する場合や、学年途中で転校したときに転校先の指定学校に特別支援学級が設置されていない場合は、指定学校以外の設置学校に就学できます。
- [問6] バス等の公共交通機関による通学が認められている地域はどこですか？
- [答6] バス等の公共交通機関による通学については、各学校で地域を限定して認めていますので、指定学校にご確認ください。
- [問7] 転居に伴い、他の学校区に移った場合、従前の学校への就学は必ず卒業まで認められますか？
- [答7] 必ずしも卒業まで認められるわけではありません。学校長が個別に事情をよくお聞きして、必要と認める期間を判断します。
- [問8] 指定学校に希望の部活動がない場合、その部活動を行っている他校への就学は認められますか？
- [答8] 部活動の有無を理由とした指定学校の変更は認められません。
- [問9] 指定学校には友人が少ないのですが、友人が多い他校への就学は認められますか？
- [答9] 友人が少ないという理由だけでは、指定学校の変更は認められません。
- [問10] 指定学校以外の学校へ就学させたいので、子どもの住民登録を形式的に親類等の家に異動させて、その住所地の指定学校へ就学させることはできますか？
- [答10] 実際に生活していないところに住民登録を行うことは、法令違反です。各学校では、入学前に児童・生徒の住所を確認しています。住民登録地に生活していないことが判明した場合、実際に生活している住所地の校区に入学していただくこととなります。
- また、入学後においても、家庭訪問などにより越境入学の事実が判明した場合、実際に生活している住所地の校区の学校へ転校していただくこととなります。